

堺市社会的養育推進計画

改定版

令和 7 年 3 月
堺 市

目 次

| | |
|--|----|
| 第1章 計画の改定にあたって | 1 |
| 第1節 計画改定の趣旨 | 1 |
| 第2節 計画改定の期間 | 1 |
| 第3節 他の計画との関係 | 2 |
| 第4節 計画の推進体制等 | 2 |
| 第5節 策定項目 | 3 |
| 第2章 現状と分析等 | 4 |
| 第1節 前計画の取組結果と分析等 | 4 |
| 1. 家庭養育優先原則の現状 | |
| 2. 当事者である子どもの権利擁護 | |
| 3. 一時保護改革に向けた取組 | |
| 4. 社会的養護自立支援の推進に向けた取組 | |
| 5. 児童相談所の強化等に向けた取組 | |
| 第2節 法律改正に伴う新たに示された主な取組等 | 5 |
| 第3章 計画の方向性 | 6 |
| 第1節 基本的な考え方 | 6 |
| 第2節 策定項目ごとの取組方針等 | 6 |
| 1. 当事者である子どもの権利擁護の取組 | 6 |
| 2. 子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組 | 7 |
| 3. 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組 | 8 |
| 4. 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み | 8 |
| 5. 一時保護改革に向けた取組 | 8 |
| 6. 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組 | 9 |
| 7. 里親・ファミリーホームへの委託推進に向けた取組 | 10 |
| 8. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 | 11 |
| 9. 社会的養護自立支援の推進に向けた取組 | 11 |
| 10. 児童相談所の強化等に向けた取組 | 12 |
| 第4章 評価のための指標等 | 13 |
| 第1節 今後の評価の方法 | |
| 第2節 評価のための指標 | |
| 第5章 その他 | |
| 検討経過 | 20 |
| 用語説明 | 21 |
| 別冊 前計画の取組結果及び分析 | |
| 別冊 アンケート集計結果 | |

第1章 計画の改定にあたって

第1節 計画改定の趣旨

児童福祉に関する法律については、これまで累次の一部改正が行われていますが、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）において、昭和22年の制定時から見直されてこなかった理念規定が改正され、子どもが権利の主体であることが位置付けられました。また、子どもの「家庭養育優先原則」が明記されました。さらに児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第69号）においては、在宅での養育環境の改善を図るため、保護者に対する指導への司法関与や、家庭裁判所による一時保護の審査の導入など、司法の関与の強化等がなされました。

これら児童福祉法等の抜本的な改正を受けて、国により、平成29年8月に「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられ、社会的養育の全体像が示されました。

本市においても、国が示す計画策定要領を踏まえ、計画期間（令和11年度を終期とし、令和2年度から令和6年度の前期、令和7年度から令和11年度の後期の2期に区分）における数値目標と達成期限等を定めた堺市社会的養育推進計画を令和2年3月に策定しました。

策定後も引き続き、子どもが健やかに養育されるよう、子どもの最善の利益を徹底し家庭養育優先原則、子どもの権利擁護、一時保護改革、社会的養護の自立支援、児童相談所の強化等の取組を実施してきました。

令和4年に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下、「令和4年改正児童福祉法」という。）において、子どもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、子どもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための所要の措置を講ずる内容の改正が行われました。

また、これに先立つ「令和3年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」報告書（令和4年2月）においては、児童福祉法の改正に向けた制度見直しの内容が示され、これに関連して、都道府県社会的養育推進計画は資源の計画的な整備方針のための計画とすべきことや、整備された資源による効果や課題について、適切な指標を設けて実態把握・分析する必要性等が指摘されました。

これらを踏まえ令和6年3月に新たに示された国の計画策定要領に基づいて、本市の児童福祉施策の向上を図るために、現行の堺市社会的養育推進計画（以下、「前計画」という。）を全面的に見直し、改定しました。

第2節 計画改定の期間

令和11年度を終期とし、令和7年度から令和11年度までを改定後の計画期間とします。

第3節 他の計画との関係

「堺市基本計画 2025」及び「堺市 SDGs 未来都市計画」を上位計画とし、本計画の推進を通して、関連する重点戦略とゴールの達成に貢献します。また、堺市こどもとその家庭に関する施策を体系化し、妊娠・出産から乳幼児期、学童期及び青少年期に至る切れのないこども子育て施策を総合的に推進する計画として策定する「(仮称) 堀市こども計画（第3期堺市子ども・子育て支援事業計画）」（令和7年3月策定予定）の内容と整合を図ります。

第4節 計画の推進体制等

1. 庁内及び関係機関などとの連携

社会的養育には多岐にわたる行政分野が関係します。本計画をより効果的かつ効率的に進めるため、府内外の関係部局及び関係機関、民間団体などとの連携を図りながら取組を推進します。

2. 堀市社会的養育推進計画懇話会による進捗管理やこども・社会的養護経験者の意見反映

本計画は、有識者及び施設関係者、里親、社会的養護経験者で構成する「堺市社会的養育推進計画懇話会」での審議を経て策定しました。本計画の取組を継続的に検証及び評価するため、「堺市社会的養育推進計画懇話会」に取組状況を報告し、進捗の管理を行います。その際、検証・評価等にこどもの意見を反映させられる仕組みを設けます。

第5節 策定項目

1. 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）
 - (1) 子どもへの意見聴取等措置の取組
 - (2) 意見表明等支援事業の取組
 - (3) 子どもの権利擁護に係る環境整備に向けた取組
 - (4) 権利擁護に関するハンドブック
2. 子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組
 - (1) 相談支援体制の整備に向けた取組
 - (2) 家庭支援事業等の整備に向けた取組
 - (3) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組
3. 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
 - (1) 妊産婦等生活援助事業の取組
 - (2) 助産制度の周知
 - (3) 職員研修等の実施
4. 各年度における代替養育を必要とすることも数の見込み
5. 一時保護改革に向けた取組
 - (1) 一時保護体制の整備に向けた取組
 - (2) 一時保護における子どもの最善の利益の保障
6. 代替養育を必要とすることのパーマネンシー保障に向けた取組
 - (1) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組
 - (2) 親子関係再構築に向けた取組
 - (3) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
7. 里親・ファミリーホームへの委託推進に向けた取組
 - (1) 里親・ファミリーホームへの委託ことも数の見込み等
 - (2) 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組
8. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
9. 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
 - (1) 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実態把握
 - (2) 社会的養護経験者等の自立に向けた取組
10. 児童相談所の強化等に向けた取組
 - (1) 児童相談所における人材確保・育成

第2章 現状と分析等

第1節 前計画の取組結果と分析等

1. 家庭養育優先原則の現状

本市では、こども家庭支援体制の構築を図るため、子ども家庭総合支援拠点を全区に設置し、これらの支援に携わる職員の人材育成を実施すること及び既存の子育て支援メニューを活用すること等により、在宅で生活しているこどもや家庭への支援を行い、虐待の予防や早期対応に努めてきました。引き続き、新たに設置したこども家庭センター等を中心とした切れのない支援体制を構築する必要があります。家庭における養育が困難又は適当でない場合には、パーマネンシー保障となる特別養子縁組や普通養子縁組、代替養育が必要となれば「家庭と同様の養育環境」である里親やファミリーホームでの養育を原則とし、特に乳幼児は安定した家庭環境の中で、愛着関係の基礎を作る大切な時期であることを意識してケースマネジメントを実施しています。今後もこどもの健全な成長と発達のために、特定の大人との安定かつ継続した関係を築くことができる環境を整える必要があります。また、これらが適当でない場合には、「できる限り良好な家庭的環境」（小規模化された児童養護施設等）で養育されるよう、必要な体制を整える必要があります。

2. 当事者であるこどもの権利擁護

措置されたこどもや一時保護されたこどもの権利擁護の観点から、当事者であるこどもからの意見聴取や意見を汲み取る方策、こどもの権利を代弁する方策についての取組を進めました。引き続き当事者のこどもへ権利擁護に関する周知を行い、安心して表明できる環境を整えます。

3. 一時保護改革に向けた取組

一時保護が必要なこどもが増加傾向にあるため、一時保護所においては、定員及び児童指導員の増員により受け入れ枠を確保し、こどもの背景を理解した上で個別的な配慮を職員間で共有し支援を行っています。また、児童養護施設等へ可能な限り一時保護委託を行っています。今後、一時保護専用施設の設置等による受け入れ枠の拡充を検討する必要があります。

4. 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

自立のための支援が必要に応じて継続されるように、措置解除後の居住等支援として児童自立生活援助事業を実施しています。児童養護施設の職員は退所後支援としてSNS等を活用して定期的に連絡を取り、社会的自立に向けた支援を行っています。退所後に相談できる機関が他にあることを入所中に周知するなど、新しい生活に向けた準備の支援を拡充する必要があります。

5. 児童相談所の強化等に向けた取組

平成28年改正児童福祉法及び児童相談所強化プランに沿って、児童福祉司及び児童心理司を増員配置し大幅に体制を拡充しました。また、スーパーバイザーの増員や年間を通した研修を計画的に実施すること等により専門性の向上を図っています。今後も人材確保及び育成に努め、子ども相談所の体制を維持強化します。

※前計画の取組結果及び分析の詳細については、別冊参照。

第2節 法律改正に伴う新たに示された主な取組等

1. 子育て世帯等に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充

現行の子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターの設置や、未就園児のいる子育て世帯を含む全ての子育て世帯の相談機関である地域子育て相談機関の整備、子育て世帯訪問支援事業や児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業の創設等が行われました。

2. 一時保護施設及び児童相談所によるこどもへの処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の向上

一時保護施設の環境改善に向けた設備及び運営に関する基準の策定、虐待等により傷ついた親子関係の修復や再構築のための親子再統合支援事業の創設、里親や委託児童等に対する里親支援事業を包括的に実施する里親支援センターの児童福祉施設としての位置付け、困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事の提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う妊産婦等生活援助事業の創設が行われました。

3. 社会的養護経験者等に対する自立支援の強化

社会的養護経験者等の実情把握や支援を各自治体の業務として位置付けた上で、児童自立生活援助事業の一律の年齢制限の弾力化等や、社会的養護経験者等が相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びに関係機関との連絡調整等を行う社会的養護自立支援拠点事業の創設が行われました。

4. こどもの権利擁護の取組推進

施設等への入所や一時保護等の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対するこどもの意見又は意向に關し、各自治体の児童福祉審議会等による調査審議・意見具申が行われるようにすることその他の方法により、こどもの権利擁護に係る環境を整備することが各自治体の業務として位置付けられ、在宅指導、里親等委託、施設入所等の措置、一時保護の決定、期間の解除、更新等の際に、こどもの意見聴取等を行うこととされました。

こどもの福祉に關し知識又は経験を有する者（意見表明等支援員）が、意見聴取等により意見又は意向を把握し、それを勘案して児童相談所、その他関係機関との連絡調整等を行う意見表明等支援事業の創設が行われました。

5. その他

一時保護の判断の適正性や手続の透明性の確保のため、一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入のほか、こども家庭福祉の実務者の専門性の向上のため、一定の実務経験のある有資格者や現任者を対象とした認定資格（こども家庭ソーシャルワーカー）の導入などが令和4年改正児童福祉法に盛り込まれました。

第3章 計画の方向性

第1節 基本的な考え方

子どもの最善の利益を図るため、家庭支援事業等を活用した予防的支援を行いパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底します。

代替養育を必要とすることもに対しては、家庭養育優先原則に基づき、子どもの意向や状況等を踏まえて里親又はファミリーホームから代替養育先を検討します。これらのいずれも代替養育先として適当でなかった子どもについては、小規模かつ地域分散化された施設等への入所措置を行います。

前計画における代替養育を必要とする子どもの数の見込みについては、近年の子ども相談所の養護相談対応件数等を踏まえて時点修正します。里親等委託率は、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上となるように努めます。児童養護施設等は、代替養育が必要な子どもの行き場がなくなることのないよう、十分な受け皿の確保に留意し、小規模かつ地域分散化された施設環境を整えます。ただし、児童養護施設等の人材確保や育成面の状況把握をしながら慎重に進めます。

計画の改定にあたっては、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）のほか、里親・ファミリーホームや施設をはじめとした関係者の幅広い参画の下、懇話会等の会議で意見を聴取しました。

第2節 策定項目ごとの取組方針等

1. 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

(1) 子どもへの意見聴取等措置の取組

- ・子どもの意見又は意向を尊重し、子どもの最善の利益を考慮した上で、措置や委託・一時保護等が行われるよう、意見聴取等措置についての方策を講じます。
- ・一時保護から措置となる子どもなどに対して、IFCA発行の絵本を用いて、新しい生活が始まる子どもの不安などに寄り添った意見聴取を、措置予定の施設等と連携しながら実施します。
- ・措置中の子どもに対しては、定期的な訪問により、丁寧に意見等を聴取し、聴取した意見について適切に対応します。
- ・子どもから意見を聴取する際、権利ノート等の冊子を用いて子どもが自身の権利等を理解しやすいように年齢や心身の状況に応じた説明を行います。

(2) 意見表明等支援事業の取組

- ・令和6年度において、一時保護所及び児童養護施設1施設に対して当該事業を実施中です。今後は、残りの児童養護施設に対して順次実施を検討します。また、里親やファミリーホームに措置している子どもについても順次実施を検討します。
- ・児童養護施設等で社会的養護に携わる職員に向けた研修や説明会を実施し、子どもの意見表明についての理解を深める取組を行います。

(3) 子どもの権利擁護に係る環境整備に向けた取組

- ・堺市子ども権利擁護部会を令和6年4月に設置しており、他市事例等を参考にしながら円滑な運用に努めます。
- ・措置中等の子どもに対して、子どもの権利や権利擁護のための仕組みについての周知啓発を図ります。子ども相談所や児童養護施設等をはじめとする各関係機関では、子どもの権利擁護に関する周知啓発や理解醸成に努めます。

- ・里親やファミリーホーム、小規模施設における権利擁護に関する取組を推進します。
- ・児童養護施設等での意見箱や第三者委員会等の取組を今後も有効に活用できるように、利用状況等を踏まえて検討を行います。
- ・要保護児童対策地域協議会関係機関研修等において子どもの権利擁護に関するテーマを取り上げることで、広く市民に子どもの権利擁護についての周知を行います。

(4) 権利擁護に関するハンドブック

- ・上記の新たな項目を踏まえて、子ども相談所及び児童養護施設等の支援者が使用するハンドブックを改定します。

2. こども家庭支援体制の構築等に向けた取組

(1) 相談支援体制の整備に向けた取組

①こども家庭センターの普及、連携体制、人材育成等

- ・こども家庭センターについては、市内全区で設置済です。
- ・新たな取組であるサポートプランの共有等により、切れめのない支援体制をめざします。
- ・要保護児童調整機関担当者研修（法定研修）の受講対象者を拡充し、母子保健、児童福祉担当者の知識共有を促進します。
- ・サポートプランについては、すべての母子保健における妊娠届出妊婦（プラン A）、継続的支援が必要かつ保護者の課題や困りごとが行政と共有されている市民（おおむね 4 歳まで：プラン B、4 歳以降：プラン C）の 3 種類を活用しています。プラン A は、妊婦が安心して出産を迎える子育てができるよう、活用できる制度やサービスを示します。プラン B 及び C は対象者の子育ての方針や展望を可視化し、活用できる制度やサービスを示します。サポートプランを策定する際には、行政の立場からみた対象者のリスクに着目するだけでなく、対象者の考えを丁寧に聴き取る過程において強みやニーズを把握し、反映させます。各プランは、対象者の同意のもと、こども家庭センター内で共有し、子育て家庭を中心に母子保健分野及び児童福祉分野で切れめのない支援体制の構築に活用します。

②ヤングケアラーに対する取組

- ・令和 5 年 4 月より、堺市ユースサポートセンターにヤングケアラーのピアサポート等相談支援体制の推進事業を委託した。ヤングケアラー当事者からの相談対応、ヤングケアラー同士が集まる居場所の設定、ヤングケアラーについての広報啓発・支援機関への研修実施を計画期間中継続して行います。
- ・令和 6 年度中に、ヤングケアラー世帯へのアウトリーチ型支援として訪問支援事業を開始し、計画期間中継続して行います。また、支援者への啓発として、介護、医療、教育等に従事する職員に対し研修を行います。

(2) 家庭支援事業等の整備に向けた取組

①家庭支援事業等の整備・充実

- ・6 事業中（a 子育て短期支援事業、b 一時預かり事業、c 養育支援訪問事業、d 子育て世帯訪問支援事業、e 児童育成支援拠点事業、f 親子関係形成支援事業）、4 事業（a、b、c、d）は実施済です。残りの 2 事業（e、f）についてはニーズを踏まえ資源の確保について検討します。
- ・各区に配属されている専門相談員に家庭支援事業について説明し、各区における家庭の支援を促進します。

②母子生活支援施設の体制整備・活用促進

- ・DV 被害者に限らず幅広く活用できる施設であることについて研修等を通じて周知し、特に子育て

短期支援事業において積極的な活用を促進します。

(3) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

①児童家庭支援センターの機能強化

- ・本市の児童家庭支援センターとしては、子ども相談所の補完的役割や虐待予防としての子育て支援を必要に応じて実施することで、民間施設としての柔軟な対応と役割を担います。
- ・子ども相談所、こども家庭センター、児童家庭支援センター共同での事例検討会や研修等を実施し、ノウハウや知見の共有を図ります。
- ・在宅指導措置委託に関しては、訪問支援や同行支援などの動きやすさ、心理士の配置や様々な事業経験により培われた専門性が発揮できる児童家庭支援センターへの委託を引き続き実施します。
- ・児童家庭支援センターの役割等をこども家庭福祉行政に携わる関係機関に周知し、積極的な活用を促進します。

②地域の実情にあわせた事業の実施

- ・メール相談や休日（土曜）相談窓口の実施、子どもの宅食事業など委託事業所独自の事業を実施します。今後も、地域の実情にあわせた事業を提案し実施します。

3. 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

(1) 妊産婦等生活援助事業の取組

- ・特定妊婦の見込み数や当該事業における必要性を検討します。また、当該事業で必須な取組（支援計画の策定、相談支援、生活支援）は、現在実施している事業等で拡充して支援することについても検討します。

(2) 助産制度の周知

- ・サポートプランAを用い、妊娠届出妊婦に制度の周知・利用案内を行います。
- ・制度対象者が全員利用できるよう、現行の助産施設数を維持します。

(3) 職員研修等の実施

- ・研修の実施にあたってサポートプランを活用し、全数面接でのスクーリングにより漏れなく対象者を制度に繋ぎ、その後の支援までを視野に支援者と伴走します。
- ・制度を理解する研修に加え、制度を活用する研修（事例検討等）を開催します。
- ・研修の実施にあたって、要保護児童対策地域協議会を積極的に活用（情報共有や見守り体制を作る等）します。

4. 各年度における代替養育を必要とすることも数の見込み

令和5年度末の代替養育を必要とすることも数の実績274人と児童人口の変化率0.885から、令和11年度末の代替養育を必要とすることも数を242人とした上で、策定要領に示されている潜在的需要の算出に有用と考えられるデータのうち「一時保護ことも数」「子ども相談所における養護相談対応件数」の変化率を踏まえて補正し、令和11年度末の代替養育を必要とすることも数を257人（里親等114人、児童養護施設等143人）と見込みました。

5. 一時保護改革に向けた取組

(1) 一時保護体制の整備に向けた取組

- ・一時保護所については、前計画策定期から定員増（学齢児+4人、幼児+2人）を行い、定員が30人となっています。現在の入所児童の状況や今後の見込み数を踏まえて入所定員を増員します。
- ・児童養護施設等については、2か所程度の一時保護専用施設の設置に努めます。

- ・ファミリーホームについては、市内 7 か所の設置をめざし、一時保護委託の受け皿を更に確保します。

- ・里親については、引き続き短期養育里親の啓発に努め、一時保護委託の受け皿を更に確保します。

- ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)を一部活用し、一時保護委託の受け皿を更に確保します。

(2) 一時保護における子どもの最善の利益の保障

- ・子どもの権利擁護と最善の利益を保障するため、一時保護の期間は目的達成に要する必要最小限の期間とします。また、一時保護における学習支援については、教育委員会とのさらなる連携強化による一時保護所内の学習支援の充実とあわせて、在籍校への通学が可能となるよう支援体制の整備に努めます。

6. 代替養育を必要とすることのパーマネンシー保障に向けた取組

(1) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

①家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の考え方に基づくケースマネジメント

- ・支援を必要とする家庭等に対し、スーパーバイズや援助方針会議等を通じて、家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを実施します。
- ・措置中の子どもについては、施設等への入所措置期間ができるだけ短期となるよう、スーパーバイザー同席のもと、各係単位で、毎月～3か月ごとに個別ケースの進捗状況や援助方針の見直しを実施します。
- ・親子再統合支援事業の活用を推進し、事業に関する研修を実施します。
- ・スーパーバイザーを対象とした親子関係の再構築に関する研修を実施します。
- ・市内各区の資源等を活用しながら家庭維持もしくは家庭復帰ができるよう、各区との連携を強化し、合同研修を実施します。
- ・令和 11 年度末までに平均措置期間 49 月とすることをめざし、上記の取組を推進、拡充します。

(2) 親子関係再構築に向けた取組

①児童相談所の体制強化及び民間団体等との協働による支援

- ・現在、親子再統合支援事業として 5 事業 (CRC、男親塾、個別カウンセリング、ラップアラウンド、堺版親支援プログラム) を展開しています。必要に応じて支援を拡充し、親子関係の再構築に向けた取組強化を図ります。
- ・親子再統合支援事業を有効に活用するため、児童福祉司及び児童心理司から各事業等の担当者を指名し、数年ごとに交代させることで、事業の内容や効果を理解した職員を順次増やします。
- ・児童養護施設等と協働した親子再統合支援事業を展開します。
- ・スーパーバイズや援助方針会議等を通じて、親子再統合支援事業の活用を検討しながら、ケースマネジメントを実施します。

(3) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

①特別養子縁組等に向けた具体的なケースマネジメント

- ・スーパーバイズや援助方針会議等を通じて、家庭復帰が困難な場合には、親族等による養育や特別養子縁組を意識したケースマネジメントを実施します。
- ・毎年、特別養子縁組等の検討対象となる子どもの数を把握するため、子ども相談所内で調査分析を行います。
- ・乳児院から措置変更を検討する段階において、特別養子縁組等の可能性についての検討を徹底します。

②民間あっせん機関等との連携

- ・大阪府・大阪市・民間あっせん機関等と連携し、必要に応じて特別養子縁組の広域調整を検討します。
- ・それぞれのこどもや保護者の状況等に応じ、適当な民間あっせん機関等と連携して円滑な縁組成立を支援します。

③縁組成立後の支援

- ・縁組成立後から半年間、援助を継続します。また、その後の各種相談機関等について情報提供します。
- ・特別養子縁組等に関する相談会等を幅広く実施します。

7. 里親・ファミリーホームへの委託推進に向けた取組

(1) 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

①家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援及び受け皿の確保

- ・目標達成に必要な登録里親を確保するため、従来の説明会や相談会のみに留まらず、インターネット上で制度説明を聞けるツールの作成やオンライン相談会の開催等、里親登録数を増やすための取組を拡充します。
- ・市民の往来がある公共施設や商業施設でのパネル展など里親制度の理解を促す取組に加え、年齢や家族構成等のターゲット層を絞った効果的なリクルート手法について調査研究し、継続的に普及啓発・リクルート活動を実施します。
- ・里親委託の検討対象となるこどもの数を把握するため、毎年、子ども相談所内で調査分析を行います。
- ・実親が安心して里親委託に同意できるよう、リーフレットを用い、里親担当職員が同席のもと、丁寧な説明を徹底します。
- ・未委託里親や一時保護委託のみを受託している里親を対象に、年1回程度、委託の可能性について調査します。
- ・子ども相談所を中心に、里親支援機関や里親支援専門相談員などを活用し、委託後の里親の対応力向上につながる支援を強化します。

②里親等委託が必要なこども数の見込み

(単位：人)

| 令和11年度末 | 0~2歳 | 3~5歳 | 6~17歳 | 合計 |
|------------------|------|------|-------|-----|
| 代替養育を必要とするこども数 | 20 | 50 | 187 | 257 |
| (内訳) 里親・ファミリーホーム | 15 | 38 | 61 | 114 |
| 乳児院・児童養護施設 | 5 | 12 | 126 | 143 |

③新たに確保が必要な里親・ファミリーホーム数の算出、里親等委託率の目標設定等

- ・特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、こどもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とします。このため、乳幼児の委託率75%をめざします。

(2) 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

①包括的な里親等支援体制の整備に向けた取組

- ・全国の里親支援センター設置状況や効果について調査し、里親養育支援の質の向上につながる設置運営主体についての検討を行い、令和11年度末までに里親支援センター1か所の設置をめざします。
- ・里親等委託こども数に応じて、子ども相談所における里親支援体制を強化します。

- ・登録里親に対し、必修研修以外の研修を年2回実施し、里親の養育力向上をめざします。

8. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

①乳児院、児童養護施設の取組

- ・市内児童養護施設等の受け皿については、里親・ファミリーホームによる養育体制が確立するまでの間、代替養育が必要な子どもの行き場がなくなることのないよう、十分確保することに留意します。
- ・職員の確保や育成が十分でない中、小規模化等を拙速に進める子どもの養育環境の悪化の恐れがあるため、各施設の職員体制が充実するような運営補助を引き続き実施します。
- ・市内児童養護施設等と情報交換を行いながら、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けて積極的に検討します。

②児童自立支援施設等の取組

- ・児童自立支援施設については、大阪府立修徳学院内に本市の寮舎として令和6年3月に2寮（男女各10名定員）の建設が完了し、令和6年4月に既存の寮舎と合わせて運営が始まっています。引き続き事務委託を継続して子どもの支援を行います。
- ・社会生活の適応が困難となった子どもについては、専門的なケアを行う機能を確保する方策について検討します。

③母子生活支援施設の取組

- ・母子生活支援施設については、家庭生活に支障が生じている特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を行うため、妊産婦等を対象とした事業実施を検討します。

再掲 施設で養育が必要な子ども数の見込み

(単位：人)

| 令和11年度末 | 0~2歳 | 3~5歳 | 6~17歳 | 合計 |
|------------------|------|------|-------|-----|
| 代替養育を必要とする子ども数 | 20 | 50 | 187 | 257 |
| (内訳) 里親・ファミリーホーム | 15 | 38 | 61 | 114 |
| 乳児院・児童養護施設 | 5 | 12 | 126 | 143 |

9. 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

(1) 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実態把握

- ・社会的養護経験者等の実態を把握し必要な援助を実施することが、児童福祉法において自治体が行うべき業務として位置付けられました。これまで市内児童養護施設と連携して様々な対応を行っていますが、これらに加え、ニーズに対して適切な支援（年齢制限の弾力化を踏まえた支援）が実施されているかを情報収集し、制度・支援の在り方を検討します。

(2) 社会的養護経験者等の自立に向けた取組

①児童自立生活援助事業（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ型）の取組

- ・自立援助ホーム（Ⅰ型）、児童養護施設（Ⅱ型）、里親等（Ⅲ型）において子どもが置かれている状況や意向を踏まえた上で支援を行います。

②社会的養護自立支援拠点事業の取組

- ・社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐため、大阪府・大阪市と連携して事業を実施します。また、児童家庭支援センター等を活用し社会的養護経験者等の支援を行います。

③社会的養護経験者等への自立に向けた支援体制の整備に向けた取組

- ・社会的養護自立支援協議会の設置を含めた支援体制については、児童養護施設等と連携して実施

している施設退所者に対する支援を踏まえ適宜修正等を行いながら整備します。

10. 児童相談所の強化等に向けた取組

(1) 児童相談所における人材確保・育成

- ・「児童相談所運営指針」及び「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づいて計画的に必要な職員配置と人材育成を行います。
- ・児童福祉司及び児童心理司を合わせて 100 人以上の体制を維持します。
- ・非常勤職員として 6 人の医師を確保します。
- ・複数の弁護士を堺市児童虐待等援助チーム委員として登録し、常時、法的対応について相談し助言を受けられる体制を充実します。併せて、研修等を通じ児童福祉司や児童心理司の法的対応力の向上を図ります。
- ・児童福祉司の増員に応じて指導教育担当児童福祉司（スーパーバイザー）を計画的に増員配置し、児童福祉司の職務遂行能力の向上等を図ります。
- ・児童福祉司や児童心理司など児童相談所の職員に対し、年間を通して計画的に研修を実施することにより専門性の向上を図ります。

第4章 評価のための指標等

第1節 今後の評価の方法

計画の進捗について、毎年度、評価のための指標等により自己点検・評価を実施し、その結果を懇話会等の会議へ報告します。自己点検・評価によって明らかになった課題等を踏まえて、速やかに取組の見直し等を行い、適切にPDCAサイクルを運用します。また、PDCAの各段階において、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の意見を反映します。

第2節 評価のための指標

1. 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

| 評価指標 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------|---|--|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|
| 1 | 社会的養育に関わる関係職員及びこども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者数等 | 毎年度実施 ・関係職員への研修等実施回数：年1回 ・上記受講者数：30人 ・こども本人への啓発プログラム等：各児童養護施設において1回 | | | | | |
| 2 | 意見表明等支援事業の実施状況（利用可能なこどもの人数①及び割合②並びにそのうち事業を利用したこどもの割合③、第三者への業務委託状況（こどもと利益相反のない独立性を担保しているか）④） | ①200人 ②80% ③25% ④委託有 | ①200人 ②80% ③25% ④委託有 | ①200人 ②80% ③25% ④委託有 | ①200人 ②80% ③50% ④委託有 | ①200人 ②80% ③75% ④委託有 | ①200人 ②80% ③100% ④委託有 |
| 3 | 措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度①・利用度②・満足度③ 大切なお知らせハガキ | ①72% ②37% ③47% | ①77% ②39% ③50% | ①82% ②41% ③58% | ①87% ②44% ③66% | ①93% ②47% ③74% | ①100% ②50% ③80% |
| 4 | 措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度 | 63% | 70% | 77% | 84% | 91% | 100% |
| 5 | 措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合①及び意見表明に係る満足度② | ①100% ②43% | ①100% ②50% | ①100% ②57% | ①100% ②64% | ①100% ②71% | ①100% ②80% |
| 6 | 児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会その他のこどもの権利擁護機関の設置状況、当該専門部会又は権利擁護機関に対しこどもから意見の申立てがあった件数 | 設置済 申立件数 一 | 設置済 申立件数 一 | 設置済 申立件数 一 | 設置済 申立件数 一 | 設置済 申立件数 一 | 設置済 申立件数 一 |
| 7 | 社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての参画の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 8 | 措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |

2. こども家庭支援体制の構築等に向けた取組

(1) 相談支援体制の整備に向けた取組

| 評価指標 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------|-------------------------------------|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1 | こども家庭センターの設置数 | 7（達成済） | 7（達成済） | 7（達成済） | 7（達成済） | 7（達成済） | 7（達成済） |
| 2 | こども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の実施回数、受講者数 | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭相談員対象（法定研修を除く） 実施回数：8回、受講者数：延べ80人 ・児童相談所、女性相談員等と合同研修 実施回数：年2回以上、受講者数：延べ50人 ・外部研修への派遣：計5人を派遣 | | | | | |
| 3 | 都道府県と市区町村との人材交流の実施状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府内市町村と警察との連携研修 年1回、10人派遣（各区子育て支援課、子ども相談所各課） ・大阪府、大阪市と年2～3回程度の研修会実施 | | | | | |
| 4 | こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況 | 7区で実施 | 7区で実施 | 7区で実施 | 7区で実施 | 7区で実施 | 7区で実施 |

(2) 家庭支援事業等の整備に向けた取組

| 評価指標 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------|---|-------------------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 1 | 市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策の達成率 | 6事業中4事業実施。継続してニーズ踏まえて検討。 | | | | | |
| 2 | 市区町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数 | 里親、ファミリーホーム実施施設に制度案内、実施依頼を検討。 | | | | | |
| 3 | 子育て短期支援事業 ショートステイの利用者数 | 700人 | 710人 | 720人 | 730人 | 740人 | 750人 |
| 4 | 子育て短期支援事業 トワイライトステイの利用者数 | 690人 | 690人 | 690人 | 695人 | 695人 | 695人 |

(3) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

| 評価指標 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------|------------------------------------|----------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 1 | 児童家庭支援センターの設置数 | 設置済 | 設置済 | 設置済 | 設置済 | 設置済 | 設置済 |
| 2 | 児童相談所からの在宅指導措置委託件数とその割合 | 5世帯 延べ件数 — | 5世帯 延べ件数 — | 5世帯 延べ件数 — | 5世帯 延べ件数 — | 5世帯 延べ件数 — | 5世帯 延べ件数 — |
| 3 | 市区町村から子育て短期支援事業を委託されている児童家庭支援センター数 | 児童養護施設等で子育て短期支援事業を実施 | | | | | |

3. 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

| 評価指標 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------------------------|--|--|-------|------------|-------|--------|--------|
| 1 妊産婦等生活援助事業の実施事業所数 | | | | ニーズを踏まえて検討 | | | |
| 2 助産施設の設置数 | | | | 4施設 | | | |
| 3 特定妊婦等への支援に関する職員等への研修の実施回数、受講者数 | | 特定妊婦等への支援関係職員等への研修 ・実施回数：年1回以上 ・受講者数：30人 | | | | | |

4. 各年度における代替養育を必要とすることも数の見込み

代替養育を必要とすることも数（年齢区分別）（単位：人）

| 年度 | 0～2歳 | 3～5歳 | 6～17歳 | 合 計 |
|-----|------|------|-------|-----|
| R6 | 21 | 52 | 199 | 272 |
| R7 | 21 | 52 | 196 | 269 |
| R8 | 21 | 51 | 194 | 266 |
| R9 | 20 | 51 | 192 | 263 |
| R10 | 20 | 50 | 190 | 260 |
| R11 | 20 | 50 | 187 | 257 |

※各年度の年齢区分ごとのこども数は、

令和元年度～令和 5 年度の実績の構成比の平均に基づき算出した。

(年齢区分ごとの構成比)

0～2歳 約 7.7%

3～5歳 約 19.3%

6～17歳 約 73.0%

5. 一時保護改革に向けた取組

| 評価指標 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 1 一時保護施設の定員数 | 30人 | 33人 | 36人 | 36人 | 36人 | 36人 | 36人 |
| | | 状況に応じて変更する予定 | | | | | |
| 2 一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数 | — | — | — | — | — | — | 2箇所 (児童養護施設等の一時保護専用施設) |
| 3 一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数 | ミニ研修12回 出張研修4人 (武藏野3/あかし1) |
| 4 第三者評価を実施している一時保護施設数・割合（分母：管内の全一時保護施設数） | 1施設100% (自己評価) | 1施設100% 外部評価 | 1施設100% (自己評価) | 1施設100% (自己評価) | 1施設100% 外部評価 | 1施設100% (自己評価) | 1施設100% (自己評価) |
| 5 一時保護施設の平均入所日数 | 30日 | 30日 | 28日 | 28日 | 25日 | 25日 | |
| 6 一時保護施設の平均入所率 | 85% | 85% | 85% | 80% | 80% | 75% | |

6. 代替養育を必要とすることのパーマネンシー保障に向けた取組

(1) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

| 評価指標 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--|--|-------|-------|-------|--------|--------|
| 1 里親・ファミリーホームや施設（乳児院・児童養護施設）の平均措置期間 | 54月 | 53月 | 52月 | 51月 | 50月 | 49月 |
| 2 子どもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制整備の状況（検討状況を含む。） | 専門チームや担当係の配置などの体制の整備はしていないが、随時、個別のソーシャルワークの中でパーマネンシー保障を念頭に置き、親族等養育や特別養子縁組の検討などを含めた対応を行っています。これらに基づき支援を充実・拡充させながら、各年度ごとに達成状況を評価し、必要に応じて、体制の整備について検討します。 | | | | | |

(2) 親子関係再構築に向けた取組

| 評価指標 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--|--|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 1 親子再統合支援事業による各種支援の実施件数 | 5件 | 5件 | 5件 | 5件 | 5件 | 5件 |
| 2 親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備状況 | 専任職員や専門チームの配置などの体制は整備していないが、随時、個別のソーシャルワークの中で検討を行っています。これらに基づいた支援を充実・拡充させながら、各年度ごとに平均措置期間や評価指標を参考に達成状況を評価し、体制の整備について検討します。 | | | | | |
| 3 親への相談支援等に関する児童相談所職員への研修等の実施回数、受講者数 | 実施回数9回 受講者数：延べ130人 | 実施回数9回 受講者数：延べ130人 | 実施回数9回 受講者数：延べ130人 | 実施回数9回 受講者数：延べ130人 | 実施回数9回 受講者数：延べ130人 | 実施回数9回 受講者数：延べ130人 |
| 4 児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修の実施回数やライセンス取得数 | 実施回数：9回 ライセンス数：5 | 実施回数：9回 ライセンス数：5 | 実施回数：9回 ライセンス数：5 | 実施回数：9回 ライセンス数：5 | 実施回数：9回 ライセンス数：5 | 実施回数：9回 ライセンス数：5 |
| 5 民間団体等への委託による保護者支援プログラム等の実施件数 | 65件 | 65件 | 65件 | 65件 | 65件 | 65件 |

(3) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

| 評価指標 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | |
|--|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--|
| 1 児童相談所の通じた特別養子縁組の成立件数 | 2件 | 2件 | 2件 | 2件 | 2件 | 2件 | |
| 2 民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数 | 1件 | 1件 | | | | | |
| 3 親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等にかかる児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立件数 | 1件 | | 1件 | | 1件 | | |
| 4 里親支援センターやフォースタッキング機関（児童相談所を含む）、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援件数 | 23件 | 25件 | 27件 | 29件 | 31件 | 33件 | |
| 5 特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数 | 100人 | 100人 | 100人 | 100人 | 100人 | 100人 | |
| 6 民間あっせん機関に対する支援、連携の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | |

7. 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

(1) 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

| 評価指標 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------|--|---|---|--|--|--|--|
| 1 | ①3歳未満、②3歳以上の就学前、③学童期以降の里親等委託率 | ①47% ②39% ③18% | ①53% ②46% ③21% | ①58% ②53% ③24% | ①64% ②60% ③27% | ①69% ②68% ③30% | ①75% ②75% ③33% |
| 2 | 登録率 | 50% | 61% | 72% | 83% | 94% | 104% |
| 3 | 稼働率 | 44% | 44% | 44% | 44% | 43% | 42% |
| 4 | 養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数、新規里親登録（認定）数 | 登録数 ・養育：74組 ・専門：3組 ・養子：28組 (新規 20組) | 登録数 ・養育：87組 ・専門：3組 ・養子：30組 (新規 20組) | 登録数 ・養育：100組 ・専門：3組 ・養子：32組 (新規 20組) | 登録数 ・養育：113組 ・専門：4組 ・養子：34組 (新規 20組) | 登録数 ・養育：126組 ・専門：4組 ・養子：36組 (新規 20組) | 登録数 ・養育：140組 ・専門：5組 ・養子：38組 (新規 20組) |
| | 委託里親数、委託こども数 | 委託里親数： 50組 委託こども数： 65人 | 委託里親数： 58組 委託こども数： 76人 | 委託里親数： 66組 委託こども数： 85人 | 委託里親数： 74組 委託こども数： 95人 | 委託里親数： 80組 委託こども数： 104人 | 委託里親数： 88組 委託こども数： 114人 |
| 5 | ファミリーホーム（FH）数、委託こども数 | FH数：4か所 委託こども数： 18人 | FH数：4か所 委託こども数： 18人 | FH数：4か所 委託こども数： 18人 | FH数：5か所 委託こども数： 23人 | FH数：6か所 委託こども数： 28人 | FH数：7か所 委託こども数： 33人 |
| 6 | 里親登録（認定）に対する委託里親の割合（年間に1回でも委託のあった里親数） | 44% | 45% | 46% | 47% | 48% | 50% |
| 7 | 里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数 | 4回 | 4回 | 4回 | 4回 | 4回 | 4回 |

(2) 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

| 評価指標 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------|---------------------------------------|---------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1 | 里親支援センターの設置数、民間への委託数 | | | | | | |
| | | 里親支援センター1か所の設置検討 | | | | | |
| 2 | 民間フォースタッキング機関の設置数 | | | | | | |
| | | 里親支援センターの設置状況に応じて検討 | | | | | |
| 3 | 基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数、受講者数 | 2回 25人 | 2回 30人 | 2回 35人 | 2回 40人 | 2回 45人 | 2回 50人 |

8. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

| 評価指標 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---|--|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 1 小規模かつ地域分散化された施設数 | | | | | | |
| | 乳児院1施設、児童養護施設4施設の内、小規模GC（分園型含む）及び地域小規模を令和11年度までに現状から追加で2箇所設置 | | | | | |
| 2 小規模かつ地域分散化された施設の入所児童数 | | | | | | |
| | 上記の追加人数として、令和11年度までに12人 | | | | | |
| 3 養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数 | | | | | | |
| | 令和11年度までに市内5施設（乳児院1、児童養護施設4）において、家庭支援専門相談員5施設 心理療法担当職員5施設 自立支援担当職員等4施設（乳児院対象外） | | | | | |
| 4 養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配職員数 | | | | | | |
| | 令和11年度までに市内5施設（乳児院1、児童養護施設4）において、家庭支援専門相談員5人 心理療法担当職員5人 自立支援担当職員等4人（乳児院以外） | | | | | |
| 5 養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数 | | | | | | |
| | ニーズを踏まえて検討 | | | | | |
| 6 一時保護専用施設の整備施設数 | — | — | — | — | — | 2施設 |
| 7 児童家庭支援センターの設置施設数 | 1施設 | 1施設 | 1施設 | 1施設 | 1施設 | 1施設 |
| 8 里親支援センター、里親養育包括支援（フォースタリング）事業の実施施設数 | | | | | | |
| | ニーズを踏まえて検討 | | | | | |
| 9 妊産婦等生活支援事業の実施施設数 | | | | | | |
| | ニーズを踏まえて検討 | | | | | |
| 10 市町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと） | 子育て短期支援事業7施設 | 子育て短期支援事業7施設 | 子育て短期支援事業7施設 | 子育て短期支援事業7施設 | 子育て短期支援事業7施設 | 子育て短期支援事業7施設 |
| | ニーズを踏まえて検討 | | | | | |

9. 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

| 評価指標 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------|---------------------------------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 1 | 児童自立生活援助事業の実施個所数(Ⅰ～Ⅲ型それぞれの入居人数) | 10人 | 10人 | 10人 | 10人 | 10人 | 10人 |
| 2 | 社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 |
| 3 | 社会的養護自立支援協議会の設置も含めた連携体制の整備状況 | | | | 設置の検討 | | |

10. 児童相談所の強化等に向けた取組

| 評価指標 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------|---|---------|---------|---------|--------------------------------|---------|---------|
| 1 | 児童相談所の管轄人口 | | | | 計画策定までに記載予定 | | |
| 2 | 第三者評価を実施している児童相談所数・割合（分母：管内の全児童相談所数） | 1箇所100% | 1箇所100% | 1箇所100% | 1箇所100% | 1箇所100% | 1箇所100% |
| 3 | 児童福祉司、児童心理司の合計配置人数 | 101人 | 100人 | 100人 | 100人 | 100人 | 100人 |
| 4 | 市町村支援児童福祉司の配置人数 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| 5 | 児童福祉司スーパーバイザーの配置人数 | 25人 | 25人 | 25人 | 25人 | 25人 | 25人 |
| 6 | 医師の配置人数（常勤・非常勤の内訳を含めて） | 6人 | 6人 | 6人 | 6人 | 6人 | 6人 |
| 7 | 保健師の配置人数 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 |
| 8 | 弁護士の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて） | | | | 複数の弁護士を堺市児童虐待等援助チーム委員として登録して対応 | | |
| 9 | こども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等）の受講者数 | 101人 | 100人 | 100人 | 100人 | 100人 | 100人 |
| 10 | 専門職採用者数（割合） | 97% | 98% | 99% | 99% | 99% | 100% |

第5章 その他

【検討経過】

| 日 程 | 会議名等 | 検討項目内容 |
|---------------|-----------------------|--|
| 令和6年 5月20日 | 第1回 堺市社会的養育推進計画懇話会 | <ul style="list-style-type: none">・堺市社会的養育推進計画策定の目的等・スケジュール等・各年度における代替養育を必要とする子どもの見込み |
| 令和6年 6月24日 | 第2回 堺市社会的養育推進計画懇話会 | <ul style="list-style-type: none">・当事者である子どもの権利擁護の取組・子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組・支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組・一時保護改革に向けた取組・児童相談所の強化等に向けた取組 |
| 令和6年 7月29日 | 第3回 堺市社会的養育推進計画懇話会 | <ul style="list-style-type: none">・代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組・里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組・施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組・社会的養護自立支援の推進に向けた取組 |
| 令和6年 10月2日 | 第4回 堺市社会的養育推進計画懇話会 | <ul style="list-style-type: none">・堺市社会的養育推進計画（素案） |
| 令和7年 1~2月 | パブリックコメントの実施 | <ul style="list-style-type: none">・堺市社会的養育推進計画（案） |
| 令和7年 3月5日 | 第5回 堺市社会的養育推進計画懇話会 | <ul style="list-style-type: none">・堺市社会的養育推進計画（案） |

【用語説明】

| 行 | 語 句 | 説 明 |
|--------|-----------|--|
| あ 行 | アフターケア | 児童養護施設等を退所する者が、地域社会で安定した生活を送れるようを行う支援。 |
| | 意見表明等支援事業 | 児童相談所長の意見聴取等の義務対象となっている子どもを対象として、子どもの福祉に関し知識又は経験を有する者が意見又は意向を把握し、関係機関と連絡調整等の必要な支援を行う事業。 |
| | 一時保護 | 児童相談所長が、子どもの安全を迅速に確保し適切に保護する必要があると認める場合に、一時保護所又は適当な者に委託して、一時的に保護すること。 |
| | 一時保護委託 | 一時保護を児童福祉施設、里親、警察署、医療機関等に委託して行うこと。 |
| | 一時保護所 | 専ら児童相談所に付設し、緊急保護や行動観察等が必要な子どもを一時的に保護するための施設。 |
| | 一時保護専用施設 | 児童養護施設等において、一時保護児童の受入体制の充実を図るために、本体施設とは別に専任の職員を配置して、受入定員を4人以上6人以下で実施する専用施設。 |
| | インケア | 児童養護施設等で生活している間に、子どもの自立に向けた準備と支援を行うこと。 |
| | 親子再統合支援事業 | 親子分離等によって児童養護施設等で生活している子どもとその親のみを対象とした家庭復帰を唯一の目的とするものではなく、在宅で生活する親子を対象とした支援も含む。家族の状況や課題等に応じた多様な形での関係修復や再構築のための支援。 |
| か 行 | 家庭養育優先原則 | 子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則としたうえで、家庭における養育が困難な場合又は適当でない場合には、パーマネンシー保障となる特別養子縁組や普通養子縁組、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を優先して進めること。 |
| | 家庭支援事業 | <p>下記の6事業をさす。</p> <p>a 子育て短期支援事業</p> <p>保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う事業。</p> <p>b 一時預かり事業</p> <p>家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として屋間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり必要な保護を行う事業。</p> |

| | | |
|--------|---------------|--|
| か 行 | 家庭支援事業 | <p>c 養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。</p> <p>＜令和4年児童福祉法改正に伴い新設された事業＞</p> <p>d 子育て世帯訪問支援事業 家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦やシングルマザー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し家庭が抱える不安や悩みを傾聴する。家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業。</p> <p>e 児童育成支援拠点事業 養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う。さらに児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供することにより、虐待の防止や一時保護解除後の家庭への円滑な復帰を図ることを目的とする事業。</p> <p>f 親子関係形成支援事業 こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施する。さらに同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業。</p> |
| | 稼働率（里親関係） | 稼働率＝（里親・ファミリーホーム委託児童数）÷（里親登録（認定）数 × 平均受託児童数 + ファミリーホームの定員数） |
| | 子ども相談所からの指導委託 | 施設入所までは要しないが要保護性のある児童、施設を退所後間もない児童など、継続的な指導措置が必要であるとされた児童やその家庭について、児童家庭支援センターが指導措置を受託して指導を行うこと。 |
| | 子ども権利擁護部会 | 子ども相談所長が行う意見聴取等や入所措置等の措置、児童福祉施設等における処遇について、児童福祉審議会等による調査審議・意見具申その他の方法により、子どもの権利擁護に係る環境を整備することが義務化された。このため、社会福祉審議会の児童福祉専門分科会に、委員5名を設置した部会。 |

| | | |
|--------|-----------------|---|
| か 行 | 子どもの権利ノート | 幼児用、学童用、里子用の3種類があり、施設や里親宅（以下、「施設等」）で生活するすべての子どもに配付。施設等で子どもが安心して暮らせるように、施設等での生活について説明し、意見を表明する権利や、自らの権利と同様に他の人の権利を守るためにには、ルールが必要であることなどが示されているノート。 |
| | 子どもの権利ノートハンドブック | 子ども相談所及び施設職員が、「子どもの権利ノート」を子どもたちに説明する際の手引書であり、施設等の入所から退所、アフターケアに至るまで、子どもの健やかな成長や自立を支援するための手引書。 |
| | 子どもたちへの大切なおしらせ | 施設等で生活する子どもが、施設職員等や他の子どもから暴力等を受けた場合の連絡・相談先や相談方法を説明した冊子で、子どもの権利ノートと一緒に、施設等で生活するすべての子どもに配付。電話で相談しにくい場合には、添付のハガキを使って、子ども家庭課に相談。 |
| さ 行 | 里親 | 児童福祉法に基づき、何らかの事情で家庭で生活できない子どもを、自分の家庭に迎え入れ、養育する者。 |
| | 里親支援センター | 里親支援事業やその他の援助を行うことを目的とする児童福祉施設。 |
| | 里親支援専門相談員 | 里親支援を行う児童養護施設等に配置され、里親やファミリーホームの支援や入所児童の里親委託推進等を行う者。 |
| | 里親等委託率 | 里親等委託率＝（里親・ファミリーホーム委託児童数）÷（里親・ファミリーホーム委託児童数+児童養護施設・乳児院入所児童数） |
| | サポートプラン | 妊娠婦・子ども及びその家庭の課題・ニーズを整理する。多様なサービスや地域資源を組み合わせ提示するもの。支援対象者と行政が協働して作成。 |
| | 児童家庭支援センター | 子ども、家庭、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言、指導を行う施設。児童相談所を補完するものとして、児童養護施設等に付設。 |
| | 児童虐待 | 親又は親に代わる保護者により子どもに対して加えられた、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクト（保護の怠慢ないし拒否）の行為。 |
| | 児童自立支援施設 | 不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。 |
| | 児童自立生活援助事業 | 児童養護施設等への入所措置が解除された児童等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居等において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、社会的自立の促進 |

| | | |
|--------|--------------------|---|
| | | に寄与することを目的とする。Ⅰ型は自立援助ホーム、Ⅱ型は児童養護施設等、Ⅲ型は里親等。 |
| さ 行 | 児童心理司 | 児童相談所に配置され、こどもや保護者等からの相談に応じ、こどもに対して、診断面接、心理検査、観察等を行うほか、心理療法や助言指導等を行う者。 |
| | 児童相談所運営指針 | 児童相談所の運営や活動の要領を示す全国的な指針。 |
| | 児童福祉司 | 児童相談所に配置し、子どもの保護やその他子どもの福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う者。 |
| | 児童養護施設 | 保護者のない、虐待されているなど家庭における養育が困難で、保護を必要としている子どもを入所させて養育する施設。 |
| | 社会的養育 | 家庭で暮らす子どもから代替養育を受けている全ての子どもが対象であり、子どもの権利、子どものニーズを優先に、家庭のニーズも考慮して行うこと。 |
| | 社会的養護 | 保護者のない子どもや、保護者に監護させることが適当でない子どもを、公的責任で社会的に養育及び保護し、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。 |
| | 社会的養護自立支援拠点事業 | 措置解除者等や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行う。これらの者が帰住先を失っている場合等において、状況が安定するまで一時的に滞在させ、居住支援や生活支援を行うこと等により、将来の自立に結びつけることを目的とする事業。 |
| | 就学者自立生活援助事業 | 大学等に就学中であって、満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるものに対し、児童自立生活援助を延長して行うことにより、社会的自立を支援する事業。 |
| | 週末里親 | 児童養護施設等の児童福祉施設で生活している子どもの中で、保護者の面会や外泊の機会の少ない子どもを、週末（月1回程度）、又は夏休みやお盆、お正月等の時期に、家庭で一緒に過ごして家庭生活の経験をさせてくれる者。 |
| | ショートステイ（子育て短期支援事業） | 保護者が社会的事由により、子どもの養育が一時的に困難になつたとき、子どもを児童養護施設等で一定期間、養育や保護を行う事業。 |
| | 自立支援専門相談員 | 児童養護施設等においてアフターケア等の業務を専門的に行う職員。 |
| | スーパーバイザー | 児童福祉司及びその他相談担当職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について教育・訓練・指導を行う児童福祉司等。 |

| | | |
|--------|--------------------|--|
| た 行 | 第三者委員 | 社会福祉事業を行う者が、利用者等からの苦情を適切に解決するために、苦情の受付や状況把握、意見聴取、事業者への助言などを行うために設置が求められる委員。 |
| | 第三者評価 | 当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、サービスの質の向上に結びつけることができるよう、専門的かつ客観的な立場から事業所の運営管理や提供するサービスを評価すること。 |
| | 代替養育 | 保護者のいないこどもや、保護者に監護させることが適当でないこどもを、他の家庭や施設で養育すること。本計画における代替養育を必要とする子どもの見込数は、里親、ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設で養育する子ど�数。 |
| | 地域小規模児童養護施設 | 児童養護施設の分園としての位置付けで、定員を6人とし、本体施設から離れた地域の民間住宅等を活用して、家庭的な環境の中で養護を行う施設。 |
| | DV | ドメスティック・バイオレンス（配偶者や交際相手など親密な関係にある、またはあった者からの暴力） |
| | 登録率（里親関係） | 登録率＝（里親登録（認定）数 × 平均受託児童数 + ファミリーホームの定員数）÷（里親・ファミリーホーム委託児童数+児童養護施設・乳児院入所児童数） |
| | 特定妊婦 | 出産後のことの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。 |
| | 都道府県推進計画 | 都道府県が、国の「社会的養護の課題と将来像（平成23年7月）」に基づき、社会的養護を必要とする児童数の見込みや児童養護施設等の小規模化や地域分散化の取組、家庭養護推進の具体的な取組などを記載した、平成27年度を始期とする15年間の計画。 |
| | チャイルドリソースセンター（CRC） | 保護者支援プログラムを実施しているNPO法人。 支援者向けの各種研修企画、プログラムファシリテーター養成なども行っている。 |
| | 特別養子縁組 | 実父母による養育が困難・不適当であり、児童の利益のために必要と認められる場合、養子が戸籍上実親との関係を断ち切り、縁組の原則不解消という形態をとる養子縁組制度。 |
| な 行 | トラウマ | 自分では対処できないほどの強い刺激あるいは衝撃的な体験が与えられ、時が経っても感情、行動など、精神生活上に強い影響を及ぼすものとして残ること。 |
| | トワイライトステイ（夜間養護等事業） | 保護者の仕事等の理由によって帰宅が夜間に及ぶ場合に、児童養護施設等で、こどもを養育する事業。 |
| な 行 | 乳児委託促進事業 | 乳児の養子縁組を予定している養子縁組里親等に対し、里親と里子（特に新生児）をマッチングする段階において、乳児院等で生活を共にし、適宜スタッフから育児手法を学ぶ場を提供する事業。本市独自の呼称。 |

| | | |
|--------|----------------------------|---|
| な 行 | 乳児院 | 保護を要する乳児を入院させて、養育することを目的とする施設。 |
| | 乳児棟 | 本市の児童養護施設において、本体施設と別棟に必要な設備と職員を配置して、乳幼児の入所や一時保護、ショートステイの受入れを行う。本市独自の呼称。 |
| | 妊産婦等生活援助事業 | 特定妊婦等に対して、生活すべき住居に入居又は通いによる食事の提供、その他日常生活を営むために必要な便宜の供与、その者の監護すべき児童の養育に係る相談及び助言を行うことで、支援が必要な特定妊婦等が安心した生活を行うことができるよう支援する事業。 |
| は 行 | パーマネンシー | 要保護児童の処遇において、永続的な家庭環境を保障すること。 |
| | ファミリーホーム (小規模住居型児童養育事業) | 養育者が自宅で6人程度の子どもを受託して養育するもの。養育者は里親や施設職員として一定の経験があることを要件とし、家事や養育の補助人員も配置することが必要。 |
| | フォースタリング機関 | 一連のフォースタリング業務を包括的に実施する機関。 |
| | フォースタリング業務 | 里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び里親委託後における研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における養育支援や里親委託措置解除後の支援など、子どもにとって質の高い里親養育がなされるために行われるさまざまな支援。 |
| | 分園型小規模グループケア | 児童養護施設の敷地外において、小規模なグループホームでケアを行う施設。 |
| | 母子生活支援施設 | 配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき子どもを入所させて、これらの者を保護する。自立促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。 |
| ま 行 | マッチング | 子どもと里親家庭の選定。子ども、実親及び里親に対して、十分な情報提供を行う。子どもと里親の交流や関係調整を行い、熟慮のための期間を確保したうえで、委託の適否の判断を行うこと。 |
| や 行 | ヤングケアラー | 家族の介護その他の日常生活を過度に行っていると認められる子ども・若者。 |
| | 養育里親 | 保護者のいない子どもや虐待などの理由により保護者が養育することが不適当と認められる子どもを一定期間養育する里親。 |
| | 養子縁組里親 | 将来にわたって保護者が養育できない子どもを、養子縁組前提で養育する里親。 |
| | 要保護児童対策調整機関 | 要保護児童等の保護又は適切な支援を図るために、関係機関等により構成される要保護児童対策地域協議会において、同協議会に関する事務を総括する。子ども家庭課と各区子育て支援課が調整機関。 |

| | | |
|--------|-------------|--|
| ら 行 | ライフストーリーワーク | 子どもの生い立ちを、子どもと一緒に整理し、子どもの理解度にあわせた正確な入所理由を、子どもと家族、児童相談所、児童養護施設等が共有するために実施。 |
| | ラップアラウンド | 困難を抱える子どもや若者とその家族を真ん中に、声を聞き、強みを活かして、包み込むようにチームで支える新しい支援のかたち。「子どもと家族の声を聞くことを徹底する」「ストレングスベース」など 10 の原則がある。「FOR から WITH へ」「“運転席”を家族から奪わない」など当事者を中心とした支援アプローチの考え方。 |
| | レスパイト機能 | 乳幼児などを抱える家族に対して、一時的な休息を提供するための支援。 |